

農産物検査法施行規則の一部改正案についての
意見・情報の募集について

令和8年4月20日
農林水産省農産局

この度、「農産物検査法施行規則の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農産物検査の合理化を図るため、外国産農産物の小麦、はだか麦、大麦（以下「外国産麦」という。）における品位等検査に係る器具機材について見直しを行うものとします。

農産物検査法施行規則（昭和26年5月19日農林省令第32号）第16条第2号及び別表第二において、外国産麦の水分測定に使用する器具機材は常圧加熱乾燥法（手動による作業）使用機材のみとなっており、電気水分計は認めていないところです。

これは、外国産麦については、これまでは電気水分計を使用した場合、大きな誤差が生じていたことを踏まえたものです。

現在、外国産麦用の電気水分計は、検査現場で測定の補助として使用されているところですが、

① 常圧加熱乾燥法との測定誤差がおおむね0.5%以内（常圧加熱乾燥法による測定値との差の標準誤差が±0.5%以内）と精度が向上してきていること

② 検査業務の簡素化が図られること

から、外国産麦にも同水分計を用いることができるよう、「常圧過熱乾燥法と同等の精度でその測定結果が得られる水分計測器」を外国産麦の水分測定に使用できることとする改正を行うものとします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省農産局穀物課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農産局穀物課 パブリックコメント担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報は、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年4月20日～令和8年5月20日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

農産物検査法施行規則の一部改正案